

東大阪市ケアマネジメント基本方針

平成30年9月
東大阪市福祉部高齢介護室

本市では、介護保険の基本理念に基づき、ケアマネジメントとは高齢者の自立支援、重度化防止及びQOL(生活の質)の向上に資するものと定義し、ケアマネジメントのあり方を本市と介護支援専門員及び地域包括支援センター職員(以下、「ケアマネジャー等」という。)とで共有するとともに、ケアマネジメントの質を向上させることにより、より良い介護保険制度の運営を図るため、下記のとおり基本方針を定めます。

記

1. ケアマネジメントのあり方

介護保険の基本理念を実現する上で、ケアマネジメントにおいては、ケアマネジャー等は以下のことに留意して取り組むこととし、本市はこれに対して支援を行います。

① 介護予防ケアマネジメント

・介護予防ケアマネジメントは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

・介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

・介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

・介護予防ケアマネジメント事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、市民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

② 居宅介護ケアマネジメント

・居宅介護ケアマネジメントは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- ・居宅介護ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ・居宅介護ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- ・指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

2. ケアマネジメントの質の向上への取組

ケアマネジメントの質の向上を達成するため、ケアマネジャー等及び本市は相互の協力のもと、以下について取り組みます。

- ① ケアマネジャー等は、ケアプランの自己点検を実施し、自立支援の視点でケアマネジメントプロセスの再認識を行うとともに、ケアマネジメントに関する研修会等を通じて、自身の資質の向上に努めます。また、多職種との連携・協働への積極的な取組により、ケアマネジメントの質の向上を図ります。
- ② 本市は、ケアプランの点検、給付実績の活用、縦覧点検等の実施、ケアマネジャー等に対する研修会の開催等のあらゆる機会を通じてケアマネジャー等への支援を行うとともに、自立支援型地域ケア個別会議の開催などにより、ケアマネジャー等と多職種との連携・協働体制を構築します。